

議案第 96 号

多可町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償
に関する条例の一部を改正する条例の制定について

多可町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議決を求める。

平成 27 年 12 月 3 日提出

多可町長 戸 田 善 規

多可町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日
 条例 第 号

多可町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成17年多可町条例第35号）の一部を次のように改正する。

第1条第1号中「及び町立幼稚園」を削り、同条第2号中「キッズランドやちよ」を「多可町立キッズランド」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

<p>（旧）</p> <p>第1条第1号中「及び町立幼稚園」を削り、同条第2号中「キッズランドやちよ」を「多可町立キッズランド」に改める。</p>	<p>（新）</p> <p>第1条第1号中「及び町立幼稚園」を削り、同条第2号中「キッズランドやちよ」を「多可町立キッズランド」に改める。</p>
---	---

多可町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の新旧対照表

現 行	改 正
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号。以下「法」という。）第4条第1項の規定に基づき、次の各号に掲げる学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）の公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）に対する補償（以下「補償」という。）の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(1) 多可町立学校及び<u>町立幼稚園</u></p> <p>(2) <u>キッズランド</u>や<u>ちよ</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号。以下「法」という。）第4条第1項の規定に基づき、次の各号に掲げる学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）の公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）に対する補償（以下「補償」という。）の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(1) 多可町立学校</p> <p>(2) <u>多可町立キッズランド</u></p>